

物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

児童手当を受給している方へ 2 月から順次支給を開始します。原則、**申請は不要**です。

① 手当のご案内を送付します。

② 原則、**申請は不要**です。

ただし、次に記載する方は申請が必要です。

- ・ 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童の保護者
- ・ 所属庁から児童手当を受給している公務員
⇒ まずは所属庁に手続きについてご確認ください。
- ・ 10 月 1 日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

※ また、受給を希望しない場合には届け出が必要です。

（2 月 6 日までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。）

③ 児童手当受給口座等へ振り込みます。

お問い合わせ先

平取町 保健福祉課子育て支援係 電話：01457 (4) 6112

（受付時間：平日 8:30～17:15）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

1. 対象児童

(1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. 支給対象者

上記(1)または(2)の児童手当受給者

3. 支給額

対象児童 **1人につき2万円(1回限り)** です。

4. 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座に

振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。

(2) 申請を行った保護者

申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振り込みができない場合は支給されませんので、2月6日までに必ず表面の問い合わせ先にご連絡ください。

5. こんなときは？

■引越した場合

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難している場合

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに平取町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに平取町保健福祉課子育て支援係又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。